

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

塩尻市

目次

1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針.....	1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域.....	3
3	2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模.....	3
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項.....	3
5	再生可能エネルギー発電設備の設備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項.....	3
6	自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項.....	4
7	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価.....	4
8	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復.....	4
9	農林地所有権移転等促進事業に関する事項.....	4
10	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項...	5

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

(1) 市の方針

①土地の利用状況

本市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっている。地形は扇状地形で、東西 17.7 km、南北 37.8 km、面積は約 290.18 km²を有している。北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、さらには中央アルプスの山並みを背景に田園風景が広がる、清浄な水と緑に囲まれた地域である。農業では、都市近郊型の利を生かして、野菜と果樹の生産体制が形成され、レタスを中心に豊富な種類の野菜が栽培されている。また、果樹は、ブドウ、リンゴ、ナシ等が栽培され、特に欧州系ブドウを原料とするワインの醸造は、国際的にも高い評価を受けている。

②未利用資源の賦存状況

本市は、面積の約 76%が森林となっており、木質資源が豊富な地域である。多くの森林が伐期を迎えていながら木材価格の低迷などが影響し、伐採や利活用がなかなか進まない状況である。また、長野県内の木材産業に目を向けると生産・加工・流通体制が、小規模、分散的で豊富な森林資源を十分に活かしてきれていないという課題がある。これらの課題解決に向けて、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州 F・POWER プロジェクト」を進めていく。

③再生可能エネルギーの導入可能性

豊富な森林資源を有し、晴天率が高く日照時間が長いという本市の特性を活かし、木質バイオマスや太陽光等、地域に存在する再生可能エネルギーの利用を促進する。

④森林や農地の利活用の促進

森林化する荒廃農地の増加により日照障害や有害鳥獣の棲み家となるなどの問題が発生している。森林や農地の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適切な整備や農地の多面的機能の保全と整備により、森林資源の循環利用、農地の有効活用を推進する。

⑤農林漁業の生産活動への影響

木材加工と木質バイオマス発電の施設を整備し、木材の新たな持続的需要の創出と循環型社会の形成を目指す。豊かな森林資源を育みながら、木材を安定的に供給できる体制の構築を目指すと共に、製材時に排出されるオガコを活用して地域エネルギーを創出する。また、発電による収益を山側に還元し、林業を産業として復活させるための新たなシステムを構築し、森林の再生や林業・木材産業の振興を図るとともに新たな

な雇用の創出を目指す。

⑥自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性

市街地周辺に残されている里地里山環境は、人が農林水産業に携わりながら維持、管理することで保ってきた日本特有の自然環境であり、多くの生物が生息している。生物多様性の確保という観点から里地里山環境の保全や景観との調和に配慮する。

⑦未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の政策との整合性

「第五次塩尻市総合計画」で掲げているプロジェクトの一つ域内循環システムの形成、「第二次塩尻市環境基本計画」の理念の一つ地球環境に配慮したまちをつくる、「信州 F-POWER プロジェクト」で目指している地域の活性化や化石燃料に依らない循環型社会の形成などの政策との整合を図りながら事業を進めていく。

(2) 本計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1に示す。本計画は、市の総合計画や環境基本計画などの関連計画に加え、県の方針や国の法律とも関連している。さらに、産官学が連携して進めている「信州 F-POWER プロジェクト」と密接な関わりを持つ計画である。

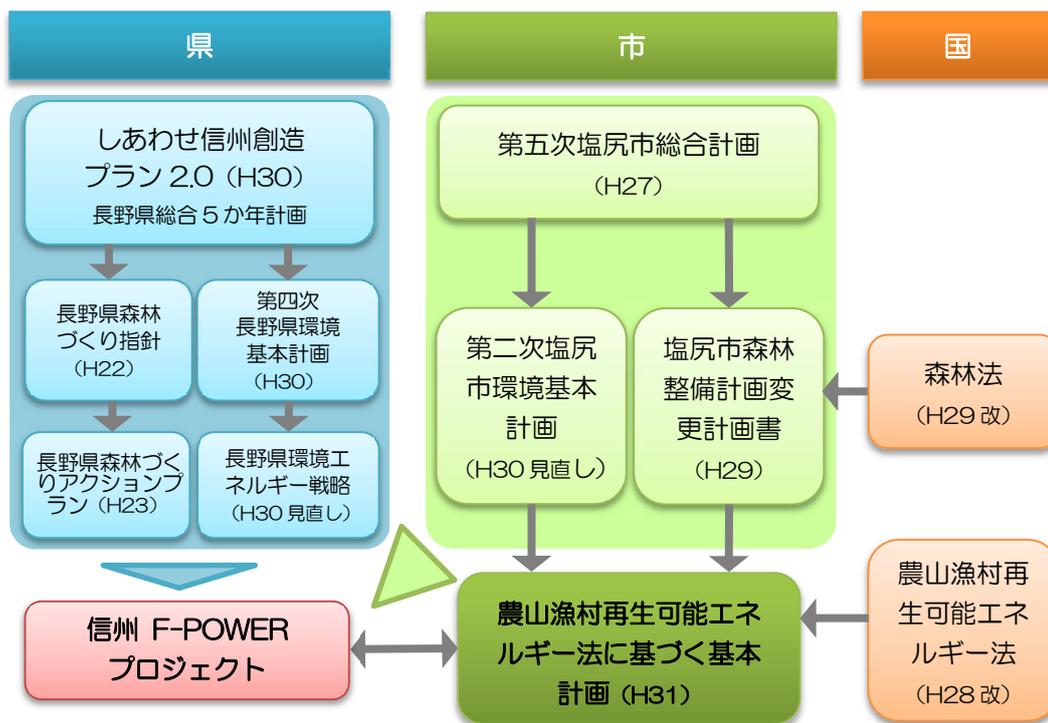


図1 本計画の位置づけ

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域は表1の通りである。

表1 再生可能エネルギー発電設備促進区域

所在	面積	備考
塩尻市片丘 8501-32	19,627 m ²	発電所エリア
塩尻市片丘 8501-1 8501-33 8501-34	107,193 m ²	製材・加工工場エリア ※周囲の道含む

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模は表2の通りである。

表2 再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

所在	発電設備の種類	規模
塩尻市片丘 8501-32	木質バイオマス発電	14,500kW

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項は表3の通りである。

表3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項
①	木材加工と木質バイオマス発電の施設を整備することによって、木材の安定需要の創出と循環型社会の形成を目指す取組
②	売電収益を山側に還元して、森林の再生や林業・木材産業の振興を図るための取組
③	再生可能エネルギー由来の電気を調達する小売電気事業者の設立により、再生可能エネルギーの地産地消や農林業への収益還元を資する取組

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

水源のかん養、土砂災害の防止、豊かな生態系の維持等の森林の多面的機能を保全し、その機能を維持・向上できるよう森林や里地里山の整備を推進する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

本市を特徴付ける山並みや田園風景、さらに都市景観や市内の歴史的な街道景観を地域固有の財産として将来にわたり維持及び向上できるよう適切な配慮を行う。また、本市と設備整備事業者の間で締結した契約に基づき、残置森林を 26.0%確保する。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

目標

製材端材や未利用材を燃料とする木質バイオマス発電を 14,500kW 導入し、売電規模は約 12,000kW、運転時間は 24 時間/日、330 日/年間を予定している。年間想定発電量は約 95 百万 kWh で、一般家庭約 2 万 6,000 世帯分の電力提供を見込む。

期待される効果

木質バイオマス発電所の稼働により素材生産による雇用で約 250 人/年、運搬による雇用で約 100 人/年、製材工場の雇用で約 40 人/年、発電施設で約 25 人/年、合計約 400 人の新たな雇用の創出が見込まれる。民間監査法人の試算による 20 年間の経済効果は、20 年間で約 500~700 億円と見込まれる。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を本市に報告し、「しおじり木質バイオマス推進協議会」で認定設備整備計画の進捗を確認することとする。木質バイオマス発電所稼働後に目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、本市と設備整備事業者との間で締結した契約に基づき、施設の撤去及び原状回復等の対策を行うものとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

整備地は本市所有地のため、該当なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 本計画の見直し・改訂

新規の再生可能エネルギー発電所を導入するなど、本計画の見直しが必要と考えられる場合は、関係者等の意見を踏まえて本計画の改訂を行うこととする。

(3) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること等を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(4) 区域外の関係者との連携

本市、長野県、再生可能エネルギー発電設備の整備事業者である綿半ウッドパワー（株）や綿半建材（株）及びその他関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。